

四日市市告示第419号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月22日

四日市市長 森 智広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。)であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関に</p>	<p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。)であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関に</p>

において、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）であり、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(3) 及び(4) (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）

において、1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものであり、対象資格の取得が見込まれる者であること。なお、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。

(3) 及び(4) (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）

の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額 10 万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月(その期間が 12 月未満であるときは、当該期間)については、月額 14 万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 7 万 500 円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月(その期間が 12 月未満であるときは、当該期間)については、月額 11 万 500 円)

2 (略)

(事前相談)

第 7 条 所長は、養成機関において6 月以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額 10 万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月(令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときは、当該期間)については、月額 14 万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 7 万 500 円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月(令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときは、当該期間)については、月額 11 万 500 円)

2 (略)

(事前相談)

第 7 条 所長は、養成機関において1 年以上(令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合には、6 月以上)のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、

2 (略)

受給希望者の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(こども未来部こども家庭課)